

それぞれの区に区長、村に戸長、そして戸長を補佐する旧方頭が、里掌の改称で復活している。戸長は、大中村は一村ごとに、小村は二、三カ村に一人置かれた。区長・戸長は管内人民から公選された者を任命したが、顔ぶれは、旧大庄屋・庄屋が引き続いて任命されたようである。

豊津町域の初代の区長・戸長は、第71表のとおりである。それぞれの就任は、区長が五月に、戸長が六月に、里掌が八月に就任している（「覚」（註）永井文書）。

豊津町域の大部は第四十二区・第四十三区・第五十区に編入されているが、第四十四区と第四十七区にも一カ村ずつ編入されている。

第四節 殖産興業と流通

一 幕府の作付制限令と豊前地方の特産品

田畑の作付制限令と商品作物の奨励 近世の封建社会では、諸産業のなかで、農業がもつとも重要な地位を占めていたので、幕府や領主は、田畑と農民に対して細かに統制を加えた。

江戸初期には、商業的農業がまだ成熟していないため、田畠の作付制限に関する法令はあまり出されていない。しかし、それでも慶長十四年（一六〇九）には、早くも田畠への煙草の作付禁止令が出されている。

それぞれの区に区長、村に戸長、そして戸長を補佐する旧方頭が、里掌の改称で復活している。戸長は、大中村は一村ごとに、小村は二、三カ村に一人置かれた。区長・戸長は管内人民から公選された者を任命したが、顔ぶれは、旧大庄屋・庄屋が引き続いて任命されたようである。

豊津町域の初代の区長・戸長は、第71表のとおりである。それぞれの就任は、区長が五月に、戸長が六月に、里掌が八月に就任している（「覚」^{原簿}永井文書）。

豊津町域の大部は第四十二区・第四十三区・第五十区に編入されているが、第四十四区と第四十七区にも一カ村ずつ編入されている。

第四節 殖産興業と流通

一 幕府の作付制限令と豊前地方の特産品

田畑の作付制限令 近世の封建社会では、諸産業のなかで、農業がもっとも重要な地位を占めていたので、**と商品作物の奨励** 幕府や領主は、田畑と農民に対して細かに統制を加えた。

江戸初期には、商業的農業がまだ成熟していないため、田島の作付制限に関する法令はあまり出されていない。しかし、それでも慶長十四年（一六〇九）には、早くも田島への煙草の作付禁止令が出されている。

そして、寛永二十年（一六四三）、幕府は、田畠の売買を禁止するとともに、木綿の田方作付けと菜種子の田畠作付けを禁止した。

幕府の田畠作付け制限は、米に立脚する石高制・知行制・税制を維持するために打ち出されたもので、幕府にとっては、田方米作・畠方雑穀作が理想の作付け基準であった。

このように、幕府では、できるだけ多くの租税を納めさせ、農民が貨幣経済にまきこまれないように、本田畠に煙草・木綿・菜種子などの商品作物を栽培することを禁止した。しかし、租税の一部金納や農具代などの貨幣での支払いもあり、また、農民も農間余業としてお金になる作物の栽培を望んだので、禁止は次第に行われなくなった。

江戸中期になると、農産物の生産高はしだいに増加した。その原因としては、新田畠の開発による耕地面積の増加、農業技術の進歩、農業知識の進歩などがあげられる。肥料では、油粕・干鰯などが用いられ、農具では、千歯こきや唐箕・千石どおし・備中鍬などが発明され、水車・龍骨車・踏車などの灌漑・揚水具が改良・発明されて労働力が節約され、農間余業の下地が出来た。また、穀類や野菜などの栽培方法をしるした『農業全書』をはじめ多くの農学書が出版された。

こうして農産物の生産力はいちだんと高まり、自給自足の農業から、売るための農業も現れ、商品作物が多く栽培された。十八世紀初頭の元禄期（一六八八—一七〇四）には、農村にも貨幣経済が浸透し、八代将軍吉宗は、享保の改革で積極的に殖産興業政策を推進し、甘薯・榎・朝鮮人参などの栽培を奨励した。

桑・麻・綿・油菜・楮・煙草などが各地で栽培され、出羽の紅花、駿河・山城の茶、備中・備後の蘭、

豊後の七島蒔、阿波の藍など、その地域の風土に応じた特産物も生まれた。

豊前地方では、生蠟・菜種子・石炭・硫黄・硯・水晶・木綿縞・小倉織・菜種類が特産として生産された。

二 細川藩時代の生産と流通

(一) 蘭草の栽培と畳表

職制と殖産

豊前細川藩の職制は、第8表「細川藩職制」(74ページ)として前述のとおりであるが、その内容を細かに見ていくと、元和十年(一六二四)段階では、漆洪奉行・油蠟燭奉行・炭薪奉行・材木奉行・古木竹葭縄葛奉行・柚奉行・鍛冶奉行・畳奉行・白土奉行・金山惣奉行などの奉行名が見られる。藩の職制と領内の漆洪・油・蠟燭・薪炭・材木・古木・竹・葭・縄・葛・柚・鍛冶・畳・白土・金山などの殖産とが密接に職掌化されているのである。

このような殖産諸奉行の中から、ここでは「畳奉行」を一例として見てみよう。

江戸幕府の職制には、作事奉行の下に、「畳奉行」・「畳蔵門番人」・「畳方手代」が置かれている。作事奉行は、工作営繕の管理にあたる奉行として、寛永九年(一六三二)に新設されたものであり、重要な役職として「畳奉行」以下三職がその管掌下に置かれた。畳表は、幕府や江戸の衣・食・「住」にとって重要な生活必需品であった。